



いびがわは新婚世帯を 心から祝福します！



新婚世帯定住奨励金を支給します

人口流出防止と揖斐川町への若者の移住・定住の促進を目的に、結婚後も揖斐川町に3年以上定住することを前提とした新婚世帯（町外からの転入者の場合は、婚姻から1年以内に揖斐川町に転入し、引き続き3年以上定住することを前提とした新婚世帯）を対象に、ご結婚お祝い金として5万円を支給しています。

◆支給条件

- ・婚姻届を提出し受理した日（婚姻日）から1年を経過していない夫婦であること
- ・揖斐川町に3年以上定住することを前提としている方であること
- ・夫婦ともに満50歳未満であること
- ・今までに結婚祝い金の支給を受けた者との婚姻でないこと
- ・新婚世帯に町税等及びこれに準ずる納付金の滞納がないこと

◆支給金額

1組あたり5万円

◆必要なもの

- ・交付申請書
- ・戸籍謄本
- ・住民票謄本
- ・夫婦それぞれの町税完納証明書
（転入者で揖斐川町での課税がない場合：前住所地の市町村税完納証明書）
（非課税の場合：市町村民税の非課税証明書又は所得課税証明書）

ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 総務部政策広報課 22-2112

